

南砺市クリエイタープラザ入居促進事業補助金の概要

南砺市クリエイタープラザの入居促進を目的に、新規に入居するクリエイターに対し、プラザの入居に係る必要経費及び入居施設の家賃の支援を実施するために、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

【補助対象者】

○交付対象となる事業主は次の要件を満たすものとします。

- (1) クリエイタープラザの入居施設の利用許可を新規に受けたものであって、3年以上継続して事業活動を行う意思のあるものとします。複数の団体及び個人が共同で実施する場合は、同一の団体とみなします。
- (2) 次に掲げる者は補助対象としません。
 - 1) 政治又は宗教活動を行うことを目的とした団体等
 - 2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団や南砺市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体及び個人
 - 3) 市税の滞納がある団体及び個人
 - 4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める団体及び個人

【補助対象事業】

○補助金の交付の対象となる事業、経費等は、別表に定めるとおりです。ただし、既に他の補助金等の交付の対象とされた経費を除きます。(別表)

補助事業	補助対象経費	補助率	限度額
1 クリエイタープラザ入居費用支援事業	機器等の購入費(コンピューター・通信機器・オフィス機器・オフィス家具)	補助対象経費の	20万円以内(入居の当該年度のみ1回限り)
2 クリエイタープラザ入居者家賃支援事業	入居施設の家賃	2分の1以内	月額2,500円(最長24か月)

※別表により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てとします。

入居費用支援事業に係る補助金の交付は、同一補助対象者につき1回限りとします。

入居者家賃支援事業に係る補助金の交付は、入居の翌月から最長24か月間とします。

【補助金交付に必要な書類】

○交付申請時

- ・クリエイタープラザ入居促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書、経費内訳が分かる見積書等、市税の完納証明書、その他市長が必要と認める書類

○実績報告時

- ・クリエイタープラザ入居促進事業補助金実績報告書(様式第4号)
- ・事業実績書、支払ったことが証明できる領収書、その他市長が必要と認める書類

【お問合せ・申請先】

南砺市ブランド戦略部 商工企業立地課 地域経営係

TEL: 0763-23-2018 FAX: 0763-52-6348